

# すけ坊かわら版

足立区消費者センターキャラクター  
あなたのくらしのおたすけ隊“はりきり!すけ坊”



足立区消費者センター

〒123-0851 足立区梅田7-33-1

エル・ソフィア2階 ☎3880-5385

消費生活相談専用 ☎3880-5380

相談時間:平日午前9時~午後4時45分

(年末年始を除く)

No.

# 69

令和2年  
3月1日発行

## 賃貸住宅の 退去時のトラブルに ご注意!!



あれ? と思ったらお電話で相談を

# ☎03-3880-5380

足立区消費者センター

# 押さえておきたい 3つのポイント!

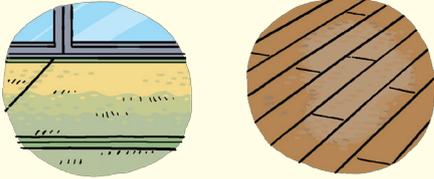
相談  
急増中!!

## 事例

2年間暮らした賃貸アパートを退去した。貸主から原状回復費用として、壁や床等の補修費用やハウスクリーニング代等で18万円請求された。入居時から普通に暮らしていたつもりなので納得がいかない。

### アドバイス

- ① 入居時に傷・汚れの写真を撮っておくなど、退去時のトラブルを防ぐために部屋や設備の状態を確認しておきましょう。
- ② 契約書には、退去時にハウスクリーニングなどの原状回復についての特約が付いていることもあります。契約内容、特に特約についてよく確認しましょう。
- ③ 入居中に不注意で付けてしまった傷や汚れ(故意・過失等による損耗※1)の補修費用等は借主の負担となりますが、経年変化(※2)、通常損耗(※3)については、借主の負担義務はないとされています。

	具体例	賃貸人の負担	借借人の負担
故意・過失等による 損耗(※1)	落書き、喫煙による変色・臭い、 ペットによる柱等のキズ 	×	○
経年変化(※2)	畳の変色、フローリングの色落ち 	○	×
通常損耗(※3)	家具の設置による 床のへこみ、設置跡 	○	×

原状回復に関してさらに詳しく知りたい場合は、国土交通省が作成した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」等を参照して下さい。

